

根羽川漁業協同組合内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、根羽川漁業協同組合が免許を受けた内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、あまご（地方名：あめのうお、たなびら）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で、投網、ガリ、やす、捨針の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 統 数 又 は 規 模
あ ゆ	竿 釣	1人1本
	投 網	網目こま12mm以上・1人1統
	ガ リ	1人1本
あゆ以外の 魚 種	竿 釣	1人1本
	投 網	網目こま12mm以上・1人1統
	やす	1人1本
	捨 針	1人5統以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間で組合が定めて公表する期間内。ただし、竿釣以外の漁具漁法は8月14日から9月15日まで
あゆ以外の魚種	4月1日から9月15日まで

2 前項の公表は組合の掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
栃の木渕から長渕（あゆ漁業のみ）	周 年
浅間川合流から源左切沢上流	周 年
桧原川合流からススキ沢上流	周 年
萸野川合流から中の沢上流	周 年
萸野川合流からワナバ沢上流	周 年
東又橋から上流	周 年
八丁平橋から岩魚沢上流	周 年
桧原川合流からハジカミ沢上流	周 年
桧原川合流から山の神沢上流	周 年

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

名 称	大 き さ
うぐい	全長 10 センチメートル以下
※あまご・いわな	全長 15 センチメートル以下

※あまご（地方名：あめのうお、たなびら）

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。但し書きに規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚種	承認期間	遊漁料
あ ゆ	1 日	2,800 円
	1 年	10,000 円
あゆ以外の魚種	1 日	800 円
	1 年	3,500 円

(2) 前号の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
小学生以下の者	無料
中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 第1号以外の遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	承認期間	遊魚料
あ ゆ	投網・ガリ	1 日	2,000 円
		1 年	7,000 円
あゆ以外の魚種	投網・やす・捨針	1 日	1,000 円
		1 年	3,500 円

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 下伊那郡根羽村 1762番地 根羽川漁業協同組合事務所
- (2) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬ。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適當な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。○

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者が既に納入した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。(行政庁の認可日令和5年12月1日)○

別 記

様式第1号 遊漁承認証（1日券）

(表)

(裏)

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	当日限り
魚種	鮎、雑魚
漁具漁法	竿釣、その他()
遊漁区域	禁漁区を除く全域
遊漁料	円
発行年月日	令和 年 月 日
発行者	根羽川漁業協同組合 印
注意事項	
1 本証は他人に貸与してはなりません。	
2 本証は紛失の場合再発行はしません。	
3 禁漁区に注意してください。	
4 他人の迷惑となる行為は止めましょう。	

様式第2号 遊漁承認証（1年券）

遊漁承認証	
No.	
下記のとおり遊漁を承認します	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	当日限り
魚種	鮎、雑魚
漁具漁法	竿釣、その他()
遊漁区域	禁漁区を除く全域
遊漁料	円
発行年月日	令和 年 月 日
発行者	根羽川漁業協同組合
1 本証は他人に貸与してはなりません。	
2 本証は紛失の場合再発行はしません。	
3 禁漁区に注意してください。	
4 他人の迷惑となる行為は止めましょう。	

※本遊漁承認証は腕章とする。

様式第3号 漁場監視員証

(表)

(裏)

No.

遊漁監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

住所

氏名

年齢

有効期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

発行者 根羽川漁業協同組合 印

注意事項

- 1 有効期限が過ぎたら返還すること。
- 2 漁場監視員の場合必ず携帯すること。
- 3 楽しい漁場に務めること。

O

O